限定承認公告

本籍静岡県静岡市葵区北安東一丁目二四八番地、最後の住所静岡県静岡市葵区大岩三丁目二五番二六―六ピュア大岩一〇五

被相続人　亡　柴田　四郎

右被相続人は平成二十三年一月二十一日から三十一日の間に死亡し、その相続人は平成二十三年十月四日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

三重県津市芸濃町楠原四七三番地

限定承認者　柴田　道生

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少し、八億二千百八十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十二月八日であり、社員総会の決議は平成二十三年十月三十一日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月二十六日

掲載頁　八十七頁（号外第八十八号）

平成二十三年十一月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ピーティーワイ特定目的会社

取締役　フィ・リー

取消公告

平成二十三年十月三十一日（号外第二三五号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十三年十一月七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

有限会社青葉台プロパティーズ

取締役　山田　智明

取消公告

平成二十三年十月三十一日（号外第二三五号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十三年十一月七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・イレブン・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

取消公告

平成二十三年十月三十一日（号外第二三五号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十三年十一月七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・サーティーン・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

取消公告

平成二十三年十月三十一日掲載の左記会社に係る合併公告は取消します。

平成二十三年十一月七日

東京都千代田区西神田三丁目八番一号

（甲）ＦＸＣＭジャパン証券株式会社

代表取締役　飯田　和則

東京都千代田区大手町二丁目一番一号

（乙）フォーランドフォレックス株式会社

代表取締役　頭本　光雄

取消公告

平成二十三年十月三十一日掲載の金融商品取引業者の吸収合併の公告は取消します。

平成二十三年十一月七日

東京都千代田区大手町二丁目一番一号

フォーランドフォレックス株式会社

代表取締役　頭本　光雄

正誤

ページ	段	行	誤	正
三六七	下	二〇定め	定め、	
三七四	上	終りから二	ビットマップ	
〃	下	一〇	ビットマップ	

平成二十三年六月二十九日（号外第百四十号）総務省告示第二百九十九号（関連情報の構成及び送出手順、ＰＥＳパケット、セクション形式、ＴＳパケット、ＩＰパケット及びＴＬＶパケットの送出手順、伝送制御信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子の構成を定める件）（原稿誤り）

三六七　下　二〇定め

三七四　上　終りから二

〃　下　一〇　ビットマップ

定め、

ビットマップ

平成二十三年十一月七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

有限会社青葉台プロパティーズ

取締役　山田　智明

取消公告

平成二十三年十月三十一日（号外第二三五号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十三年十一月七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・イレブン・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

取消公告

平成二十三年十月三十一日（号外第二三五号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十三年十一月七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・サーティーン・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

取消公告

平成二十三年十月三十一日掲載の左記会社に係る合併公告は取消します。

平成二十三年十一月七日

東京都千代田区西神田三丁目八番一号

（甲）ＦＸＣＭジャパン証券株式会社

代表取締役　飯田　和則

東京都千代田区大手町二丁目一番一号

（乙）フォーランドフォレックス株式会社

代表取締役　頭本　光雄

取消公告

平成二十三年十月三十一日掲載の金融商品取引業者の吸収合併の公告は取消します。

平成二十三年十一月七日

東京都千代田区大手町二丁目一番一号

フォーランドフォレックス株式会社

代表取締役　頭本　光雄

同日（同号外）総務省告示第三百一号（映像信号のうちセクション形式によるもの及び音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順を定める件）（原稿誤り）

三八五　下　一九　誤比

三八五ページ下段別記第1から三八六ページ上段別記第4までの行頭をそれぞれ二字下げる。

同日（同号外）総務省告示第三百四号（ＴＭＣＣ情報の構成を定める件）（原稿誤り）

三九九　上　一～四行頭をそれぞれ一字下げる。

同日（同号外）総務省告示第三百七号（移動受信用送信方式における符号系列の構成、文字信号の送出に関する詳細事項、スクランブルを行う範囲及び関連情報の送出手順を定める件）（原稿誤り）

四〇八　下　一EOT　ETO

同日（同号外）総務省告示第三百八号（フレーム行列の構成及び音声信号の送出手順を定める件）（原稿誤り）

四二〇　上　二行頭を二字下げる。

同日（同号外）総務省告示第三百十号（データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件）（原稿誤り）

四二九　上　一八S　S

四二九ページ下段別図第五号中

「

	PV
	NP
	SV
PR	

」

は

「

	PV
	NP
	SV
PR	

」

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月七日付第二三九号六四ページ●同日付政府調達第二〇八号二四ページ
◉官報郵送料のお知らせ　十月分（月極一部当り）の郵送料二、五五六円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）（配送料別）